

議第2号

令和7年度京都市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和7年度京都市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ731,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和7年2月17日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

2 母子父子寡婦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 20,501
	1 一 般 会 計 繰 入 金	20,501
2 繰 越 金		489,053
	1 繰 越 金	489,053
3 諸 収 入		221,446
	1 貸 付 金 元 利 収 入	159,882
	2 雑 入	61,564
歳 入 合 計		731,000

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 404,939
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	404,939
2 公 債 費		326,061
	1 公 債 費	326,061
歳 出 合 計		731,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
母子父子寡婦福祉資金貸付システム再構築費	令和7年度及び 令和8年度	34,513 ^{千円}